

報告第2号

花巻市国民健康保険税条例の  
一部を改正する条例について



## 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

### 第1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、出産する予定又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）の産前産後期間における国民健康保険税額の減額に関し必要な事項を定めようとするものである。

### 第2 条例案の内容

- (1) 出産被保険者の所得割額及び被保険者均等割額のそれぞれ1/2分の1の額に、出産の予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合にあつては3月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を国民健康保険税額から減額すること。（第21条関係）
- (2) 出産被保険者に係る届出について、必要な事項を定めること。（第22条の3関係）

### 第3 施行期日等（附則関係）

- (1) 令和6年1月1日から施行すること。（第1条関係）
- (2) 所要の経過措置を講じること。（第2条関係）

## 花巻市国民健康保険税条例（平成18年花巻市条例第115号）の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(国保税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(国保税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国保税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均</p>

<p>第21条の2～第22条の2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>第21条の2～第22条の2 (略)</p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p>第22条の3 <u>国保税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>第23条～第26条 (略)</p>
<p>第23条～第26条 (略)</p>	<p>第23条～第26条 (略)</p>

## 《国民健康保険加入者の皆様へ》

# 産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険税が免除されます！

### 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

### 国民健康保険税の免除方法

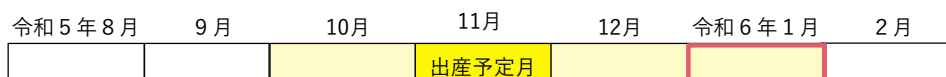
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)**相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。**



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

### 届出に必要な書類

- ① 届出書(裏面の届出書をご利用ください。または市ホームページからもダウンロードできます。)
  - ② 母子健康手帳など
- ※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

市ホームページ



### 届出先

花巻市財務部市民税課諸税係 TEL 0198-41-3526 (直通)